

2022年12月20日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太  
(コード番号 8139 東証スタンダード)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文  
(TEL. 03-3832-8266)

(開示事項の経過) 当社株主が申し立てた臨時株主総会開催許可申立ての  
審理の状況に関するお知らせ

当社は、2022年12月8日付け「株主による臨時株主総会の招集請求に対する当社対応に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（代表取締役 尾端 友成。以下「請求人」といいます。）から、2022年11月22日に臨時株主総会招集の請求（以下「本請求」といいます。）に関する書面を受領しましたが、本請求において提案されている各議案について反対すべきことは勿論のこと、本請求自体についても、必要な「招集の理由」（会社法 297 条 1 項）が十分に記載されておらず、また、請求人の権利濫用にも該当するものと判断し、同年12月8日開催の取締役会において、本請求に基づく臨時株主総会の招集手続きは行わないことを決定いたしました（その判断理由の詳細は、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。）。

このような中、2022年12月13日付け「株主による臨時株主総会の招集許可申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、請求人は、東京地方裁判所に対して、本請求において提案されている各議案を議題とする株主総会の開催許可の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行いました。その後、当社は、東京地方裁判所から本申立てがあった旨の連絡を受け、同月14日付けで、東京地方裁判所に対して、本申立てへの利害関係参加許可申立てを行い、同月19日付けで当該申立ては許可されております。そして、当社は、同月20日付けで、東京地方裁判所より本申立てに対する審問期日の指定を受け、審問期日が2023年1月17日に設定されましたので、お知らせいたします。

当社は、上記審問等を通じて、裁判所に対して、本請求において提案されている各議案について反対すべきことは勿論のこと、本請求自体についても、必要な「招集の理由」（会社法 297 条 1 項）が十分に記載されておらず、また、請求人の権利濫用にも該当することについて、当社としての主張を行って参る所存です。

また、今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上